

(参考)

これまでの経緯

平成 4 年	4 月 1 日	初回農薬登録
平成 17 年	7 月 11 日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼 (かんきつ及びりんご)
平成 17 年	7 月 25 日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響 評価について要請
平成 17 年	11 月 29 日	残留農薬基準告示
平成 18 年	7 月 18 日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響 評価について要請
平成 18 年	8 月 21 日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼 (日本なし等)
平成 19 年	5 月 10 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 19 年	5 月 21 日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 19 年	12 月 28 日	残留農薬基準告示
.....		
平成 20 年	12 月 24 日	農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に係る連絡及び基準値設定依頼 (エンサイ及びすもも)
平成 21 年	1 月 20 日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響 評価について要請
平成 21 年	6 月 25 日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成 22 年	○月 ○日	薬事・食品衛生審議会への諮問
平成 22 年	○月 ○日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
生方 公子	北里大学北里生命科学研究所病原微生物分子疫学研究室教授
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清	財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
佐々木 久美子	元国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
志賀 正和	元農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部食生活科学科教授
永山 敏廣	東京都健康安全研究センター医薬品部長
松田 りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科教授
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
鱒渕 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申（案）

ビフェントリン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.5
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.1
えんどう	0.05
そらまめ	0.05
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	0.15
ばれいしよ	0.05
さといも類（やつがしらを含む）	0.05
かんしよ	0.05
やまいも（長いもをいう）	0.05
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.2
さとうきび	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む）の葉	1
かぶ類の葉	3.5
クレソン	2
はくさい	0.5
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	3.5
こまつな	3.5
きょうな	3.5
チンゲンサイ	3.5
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	3.5
アーティチョーク	0.2
エンダイブ	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む）	3.0
ねぎ（リーキを含む）	0.5
にら	0.05
アスパラガス	0.05
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.5
きゅうり（ガーキンを含む）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む）	0.4
しろりり	0.4
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.4
ほうれんそう	0.2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.6
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注8)}	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

ビフェントリン（続き）

食品名	残留基準値	
	ppm	
りんご	1	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.1	
びわ	0.1	
もも	0.03	
ネクタリン	1	
あんず（アプリコットを含む）	1	
すもも（プルーンを含む）	0.5	
うめ	1	
おうとう（チェリーを含む）	2	
いちご	2	
ラズベリー	1.0	
ブラックベリー	1.0	
その他のベリー類果実 ^{注10)}	1.0	
ぶどう	2	
かき	0.5	
バナナ	0.1	
パパイヤ	0.5	
マンゴー	0.3	
その他の果実	0.3	
ひまわりの種子	0.1	
ごまの種子	0.1	
べにばなの種子	0.1	
綿実	0.5	
なたね	0.1	
その他のオイルシード ^{注11)}	0.1	
くり	0.05	
ペカン	0.05	
アーモンド	0.05	
くるみ	0.05	
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.05	
茶	25	
カカオ豆	0.1	
ホップ	10	
その他のスパイス ^{注13)}	10	
その他のハーブ ^{注14)}	3.5	
牛の筋肉	0.5	
豚の筋肉	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.5	
牛の脂肪	0.5	
豚の脂肪	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	
牛の肝臓	0.05	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	
牛の腎臓	0.05	
豚の腎臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	
牛の食用部位 ^{注16)}	0.5	
豚の食用部位	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部位	0.5	
乳	0.05	
鶏の筋肉	0.05	
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
小麦粉（全粒粉に限る。）	0.5	
小麦粉（全粒粉を除く。）	0.2	
小麦ふすま	2	

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注11)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。